

店頭外国為替証拠金取引(マネックスFX)約款・規定集

店頭外国為替証拠金取引(マネックスFX)約款	…	P2
店頭外国為替証拠金取引(マネックスFX)規定	…	P8
マネックス証券の勧誘方針について	…	P14
個人情報の保護に関する基本方針	…	P15
保有個人データの開示等の求めに応じる手続について	…	P17
反社会的勢力に対する基本方針	…	P18
お客様に交付する書面等の電磁的方法による交付に係る取扱規定	…	P19

この約款、規定集には、店頭外国証拠金取引(マネックスFX)に適用される約款、規定のほか、マネックス証券における投資勧誘方針、お客様情報の取扱いに関する基本方針等重要な事項が記載されておりますので、ご確認いただきますよう、お願いいたします。

店頭外国為替証拠金取引(マネックスFX)約款

第1条(本約款の目的)

この店頭外国為替証拠金取引(マネックスFX)約款(以下「本約款」といいます。)は、お客様とマネックス証券株式会社(以下「当社」といいます。)との間で行う店頭外国為替証拠金取引および当社がお客様に提供するサービス等に係る権利義務関係を、明確に定めることを目的とするものです。お客様は取引を行うにあたり、「店頭外国為替証拠金取引説明書」および「店頭外国為替証拠金取引(マネックスFX)規定」の内容ならびに本約款に掲げる条項を承諾し、また、店頭外国為替証拠金取引(以下「本取引」といいます。)の仕組みおよびリスクを十分にご理解した上で、自らの判断と責任において、本取引を行うものとします。さらに、お客様および当社は、本取引を行うにあたり、本約款のほか関係法令諸規則および当社が定める規定等を遵守するものとします。

第2条(取引の仕組み)

1. お客様が本約款に基づいて行う店頭外国為替証拠金取引(本取引)とは、お客様が当社に当社所定の証拠金を預託して、証拠金を担保として行う外国為替取引をいいます。また、外国為替取引とは、通貨間(円貨と外国通貨または外国通貨相互。以下、取引が行われる二通貨を「通貨ペア」といいます。)の売買取引をいいます。
2. 本取引は、お客様がインターネットを通じて当社が使用するサーバーにアクセスし、当社がサーバー上で提供する電子的取引システム(以下、「取引システム」といいます。)を利用して取引する方法により行われることとします。
3. 損益は、円貨または当社の指定する外貨にてお客様の取引口座に計上されるものとします。

第3条(取引口座)

1. 証拠金および決済等、本取引に関するすべての金銭の授受および残高等の管理は、お客様が当社に開設する店頭外国為替証拠金取引(マネックスFX)口座(以下「本取引口座」といいます。)により行われるものとします。
2. お客様は、当社所定の申込書を提出することにより、本取引口座の開設を申込みます。本取引口座の開設にあたっては、お客様は本人確認書類に記載されているものと同一の住所・氏名を使用するものとします。
3. お客様の本取引口座開設にあたっては、当社の規定に従って審査を行い、審査結果次第ではお客様の口座開設をお断りする場合があります。なお、審査の結果、本取引口座の開設が出来ないと当社が判断した場合の理由は一切開示しないものとします。
4. お客様は、次に掲げる各号すべてに該当する場合に、本取引口座の開設が出来るものとします。
 - (1) 日本国内に居住し、年齢が満20歳以上、かつ民法に定める制限能力者ではない個人、または、日本国内において、本店または支店が登記されている法人であること
 - (2) 本約款および当社の定める本取引に関する規則等に同意いただけること
 - (3) 取引に内在するリスクを十分に理解し、ご自身の責任と判断において本取引を利用いただけること
 - (4) 当社よりお客様への、電子メールおよび電話での連絡が確実にとれること
 - (5) 当社から交付された日本語による取引報告書その他の書面の記載内容が理解できること、および日本語による電話等での会話ができ、意思の疎通に全く支障がないこと
 - (6) 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に定める「疑わしい取引」を行おうとする者ではないと見なされること
 - (7) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力団等またはこれらに準ずるもの、またはこれらであったものではないと見なされること
 - (8) 以下の行為を行う恐れがないこと
 - ① 第7号に掲げるものと標榜する行為
 - ② 名誉または信用を毀損する行為
 - ③ 詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いる行為
 - ④ 業務を妨害する行為
 - ⑤ 違法行為または法的な責任を超えた不当要求行為
5. お客様が本取引口座から出金し、資金を受け取る際のお客様の銀行等金融機関の口座は、あらかじめ当社にお届けの本人名義の日本国内所在の金融機関口座に限るものとします。

第4条(本取引の種類等)

1. 本取引において取扱う通貨および取引の種類は、当社が定めるものとします。
2. 本取引における決済は、各通貨ペアにおける売越しまたは買越し(以下「ポジション」といいます。)につき、反対売買を行い、損益金の差額のみを決済する差金決済の方法、または取引対象通貨を現物受渡し決済する方法によるものとします。

第5条(取引日および時間)

1. お客様が本取引をご利用が可能な日および時間は、当社が定めるものとし、また当社が必要と認める場合、取引日および取引時間を変更できるものとします。
2. 前項にかかわらず、当社は、回線および機器の障害(以下「システム障害」といいます。)または当社がやむを得ないと判断した事由により、予告することなくサービスの一部または全部の提供を、一時的に停止または中止することができるものとします。

第6条(取引注文の受付)

1. 当社は、お客様の注文をインターネット上の本取引に係るサイトからのみ受注し、システム障害が発生した場合も含めて、電話、ファクシミリ、電子メールその他の方法による受注は、当社が必要と認める場合を除き、行わないものとします。
2. お客様が当社との間で行う本取引におけるお客様の注文は、お客様が入力した口座番号とパスワードの組み合わせが、当社の管理する口座番号とパスワードの組み合わせと一致し、本人認証がとれた場合に限り行うことができるものとします。ただし、当社が必要と認める場合、当社の定める方法により、本人認証を行うことができるものとします。

3. お客様の本取引の売買注文は、当社がお客様の注文内容を受信した時点をもって注文の受付とします。
4. お客様のシステムの入力間違い等錯誤により約定した売買注文については、当社は一切責任を負わないものとします。また、本取引に係る売買注文の内容等に関して、お客様と当社との間で疑義が生じた場合は、お客様が入力されたデータの記録内容をもって処理するものとします。

第7条(売買注文の有効期限)

本取引の売買注文の有効期限は、当社が定めるところによるものとします。

第8条(売買注文)

お客様が本取引において売買注文を行うときは、次に掲げる事項を当社に明示するものとします。

- ① 通貨ペアの種類
- ② 新規取引又は決済取引の別
- ③ 売付取引又は買付取引の別
- ④ 注文数量
- ⑤ 執行条件
- ⑥ 指値・逆指値注文の場合は価格
- ⑦ 有効期限

第9条(取引等の数量)

お客様が本取引において取引可能な取引数量および建玉数は、お客様から預託されている証拠金の額等に従って当社が定める範囲とします。

第10条(売買注文の執行)

1. 当社が受け付けたお客様の本取引の売買注文が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、当社が必要と認めるものを除き、当社はおお客様の当該売買注文を執行しないものとします。
 - (1) お客様の本取引口座に預入れた証拠金額が、当該注文の執行により不足する場合
 - (2) お客様の売買注文の内容が、本約款または当社が定める本取引に関する規則もしくは法令等に違反する場合
 - (3) 何らかの理由で市場価格に基づかない価格により約定した場合
 - (4) その他お客様の取引を成立させるのが適当でないと当社が判断した場合
2. お客様が行った売買注文の取消もしくは注文内容の訂正は、当該注文が未約定の場合にのみ行うことができるものとし、約定後の取消もしくは訂正をすることはできません。
3. お客様の注文が、口頭もしくは取引システムにおいて当社が提示する価格等の誤表示に基づくものであると合理的に判断される場合には、当該約定が取消される場合があります。

第11条(取引報告書の交付)

1. お客様が、本取引を成立させたときおよび本取引口座に建玉または証拠金の残高を保有している場合は、金融商品取引法第37条の4第1項の規定に基づき、遅滞なく、取引内容および残高に係る書面(以下「取引報告書等」といいます。)をお客様に交付いたします。お客様が取引報告書等を受領されたときは、速やかにその内容をご確認ください。
2. 前項にもかかわらず、お客様が本取引口座の開設を申込み際または本取引口座の開設後に、報告書等の書面の電子交付に同意いただいた場合には、取引報告書等の交付は、金融商品取引法第34条の2第4項の規定等に基づき、電磁的な方法により行うものとします。この場合、当社は原則として、取引報告書等の書面による交付を行わないものとします。

第12条(取引手数料等)

1. お客様は、お客様が本取引で売買注文を約定した場合、当社が別途定める取引手数料その他の諸経費を支払うものとします。
2. 取引手数料等は、当社の判断により変更することができるものとします。

第13条(証拠金)

1. お客様は、本取引の売買注文に先立って、取引によって生じるお客様の一切の債務を担保するために、当社に対して、法令に基づき当社が定める証拠金の料率により算出される証拠金の額以上の金銭を、当社の定める方法により取引口座に預託するものとします。
2. お客様は、保有の建玉を維持する場合、当社に預入れている証拠金と、お客様の建玉に係る評価損益、スワップ損益の合計額から、決済に係る手数料と新規建玉必要証拠金を控除した金額(以下「実効証拠金」といいます。)が、第15条に定める自動ロスカットの基準額以下とならないように、証拠金の額を維持するものとします。
また、営業日ごとの一定の時刻における証拠金維持率($(\text{実効証拠金} \div \text{建玉必要証拠金}) \times 100$)判定時に、法令に基づき当社の定める証拠金維持率を下回らないように、証拠金の額を維持するものとします。
ただし、法人のお客様のお取引については証拠金維持率判定の対象外とします。
3. 証拠金は、当社が特に認める場合を除き、日本円、米国ドルおよびユーロの通貨をもって預入れるものとします。
4. お客様からお預かりする証拠金は、当社の預り金として別途定める方法により、当社の固有財産とは区分して管理します。
5. お客様からお預かりする証拠金には、付利しないものとします。
6. 当社は、外国為替市場の環境の変化等により、お客様が預託する証拠金の料率または証拠金の計算方式を変更できるものとします。また、証拠金の料率変更または証拠金の計算方式変更を実施したときは、変更実施以前の取引で建てられた未決済建玉および未約定の新規注文に対しても適用されるものとします。

第14条(建玉の評価)

お客様の未決済建玉に発生する評価損益の計算基準となる価格は、次のいずれかとします。

・第21条第1項に規定する当社の提示レートのうち、買建玉はBid(お客様の売値)、売建玉はOffer(お客様の買値)

・買建玉、売建玉にかかわらずBid(お客様の売値)と Offer(お客様の買値)の中間値

第15条(自動ロスカット)

1. お客様の実効証拠金の額が、当社が定める基準額またはお客様が指定した証拠金維持率で算出される基準額以下となった場合、当社は当社の任意により、お客様の計算においてお客様の建玉の全部を反対売買する(これを以下「自動ロスカット」といいます。)ことにより決済することができるものとします。
2. 前項に定める反対売買において、成行注文で執行されたことによる約定価格およびその結果として確定したお客様の損失額について、当社はその責を負わないものとします。
3. 第1項の自動ロスカット執行の当社が定める基準(お客様が指定した場合を除く)は、当社の判断によって変更することができるものとします。
4. 第17条の規定は、第1項の反対売買により不足金が発生した場合においても適用されるものとします。

第16条(追加証拠金請求)

1. 本条項は個人のお客様のお取引についてのみ適用されます。
2. 営業日ごとの一定の時刻における証拠金維持率((実効証拠金÷建玉必要証拠金)×100)判定時に、法令に基づき当社が定める証拠金維持率に不足すると判定され、当社が定める期限までに当該不足額が解消されない場合、当社は当社の任意により、お客様の計算においてお客様の建玉の全部を反対売買することにより、強制的に決済します。
3. 前項に定める反対売買において、成行注文で執行されたことによる約定価格およびその結果として確定したお客様の損失額について、当社はその責を負わないものとします。
4. 第17条の規定は、第2項の反対売買により不足金が発生した場合においても適用されるものとします。

第17条(決済に伴う不足金)

お客様が建玉を決済したことにより差損金が生じた場合で、かつ当該差損金額が預入れている証拠金の額を上回り不足金が生じたときは、お客様は当社が定める日時までに金銭を充当し当該不足金を解消するものとします。

第18条(担保)

1. 当社は、本取引に係るお客様の債務の弁済を受けるまでは、証拠金を担保として留保することができるものとします。
2. 当社は、お客様が当社の指定した日までに債務を弁済しない場合は、前項の規定により留保された金銭をもって当該債務の弁済に充当することができるものとします。この場合において、その充当につき不足が生じるときは、不足額についてお客様から追徴するものとします。

第19条(証拠金の返還)

1. お客様の預入れている証拠金の額が、当社が定める基準の額を超えている場合は、お客様は、当社が別途定める方法によりその超過額(以下、「出金可能額」といいます。)の全部または一部を返還請求することができるものとします。
2. お客様から証拠金の返還請求を受付けた後、出金可能額が返還請求額を下回った場合、当社は証拠金の返還を中止することができるものとします。

第20条(費用負担)

証拠金の預入れおよび返還に関して生ずる送金手数料その他の費用は、お客様の負担とします。

第21条(為替価格及びスワップポイント)

1. 本取引における為替価格およびスワップポイントは、市場実勢等に基づき、当社が定める為替価格(以下「提示価格」といいます。)およびスワップポイントが適用されるものとします。
2. 当社は、前項の提示価格を、Offer(お客様の買値)およびBid(お客様の売値)を同時に提示する方式で提示するものとします。
3. お客様は、逆指値による売買注文については、提示価格が指定の値段になった時点で成行注文として執行されることから、その時点の外国為替相場の状況によっては、実際の約定価格がお客様の指定した価格と同一にならない場合があることを、あらかじめ承諾するものとします。

第22条(スワップポイントの受払い)

お客様がニューヨーク時間の午後5時においてポジションを保有する場合、当社が定める方法に従いスワップポイントの受け払いを行うものとします。

第23条(期限の利益の喪失)

1. お客様について、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当社から通知・催告等がなくても、お客様は、当社に対する本取引に係るすべての債務について期限の利益を失い、直ちにその債務を弁済するものとします。
 - (1) 支払の停止、破産手続、会社更生手続、民事再生手続、会社整理または特別清算開始の申立があったとき
 - (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - (3) お客様の当社に対する本取引に係る債権またはその他一切の債権のいずれかについて、仮差押、保全処分または差押の命令、通知が発送されたとき
 - (4) お客様の当社に対する本取引に係る債務について、預入れている担保の目的物について差押または競売手続きの開始があったとき
 - (5) 外国の法令に基づく前各号のいずれかに相当または類する事由が生じたとき
 - (6) 当社に住所変更の届出を怠る等お客様の責めに帰すべき事由により、お客様の所在が不明となったとき
 - (7) 心身機能の低下により本取引の継続が著しく困難または不可能になったとき
 - (8) 死亡したと当社が確認したとき
2. 次の各号のいずれかの事由が生じた場合、お客様は、当社の請求によって当社に対する本取引に係るお客様の債務の期限の利益を失い、直ちにその債務を弁済するものとします。
 - (1) お客様の当社に対する本取引に係る債務またはその他一切の債務のいずれかについて一部でも履行を遅滞したとき

- (2) お客様の当社に対する債務(但し、本取引に係る債務を除く)について預入れている担保の目的物について差押または競売手続きの開始(外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当または類する事由に該当した場合を含む)の申立があったとき
- (3) お客様が本約款、その他当社が定める一切の取引規定等のいずれかに違反したとき
- (4) 前各号のほか当社が債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき

第24条(支払不能またはその恐れがある場合等における本取引)

1. お客様が前条第1項各号のいずれかに該当したときは、お客様への事前連絡やお客様の承諾を必要とすることなく、当社は任意に、お客様の本取引に係るすべての建玉につき、これを決済するために必要な反対売買を、お客様の計算において行うことができるものとします。
2. お客様が前条第2項第(1)号に掲げる債務のうち、本取引に係る債務について一部でも履行を遅滞したときは、当社は任意に、お客様への事前通知やお客様の承諾を必要とすることなく、当該遅滞に係るお客様の本取引に係るすべての建玉を決済するために必要な反対売買を、お客様の計算において行うことができるものとします。
3. お客様が前条第2項各号のいずれかに該当し、当社から請求があった場合には、当社の指定する日時までに、お客様が本取引口座を通じて行っているすべての本取引に係る建玉を決済するために必要な反対売買等を、当社に注文するものとします。
4. 前項に定める日時までに、お客様が反対売買の注文を行わないときは、当社が任意に、お客様の計算において、決済に必要な反対売買等を行うことができるものとします。
5. 前各項の反対売買等を行った結果、損失が生じた場合には、お客様は当社に対して、その額に相当する金銭を直ちに支払うものとします。

第25条(差引計算)

1. 当社との一切の取引において、期限の到来、第23条に定める期限の利益の喪失その他の事由によって、お客様が当社に対する債務を履行しなければならない場合には、その債務とお客様の本取引に係る債権その他一切の債権とを、その債権の期限にかかわらず、お客様に事前に通知することなく、いつでも当社は相殺することができるものとします。
2. 前項の相殺ができる場合には、当社は事前の通知および所定の手続きを省略し、お客様に代わり証拠金その他の払戻しを受け、債務の弁済に充当することができるものとします。
3. 前項により差引計算を行う場合、債権・債務の利息、損害金等の計算についてはその期間の計算実行の日までとし、債権・債務の利率については当社が定める利率によるものとします。また、差引計算を行う場合、債権および債務の支払通貨が異なるときに適用する通貨については、円貨によるものとし、お客様の当社に対する外貨建ての債務を円貨額に換算する場合は、当社の指定する為替価格によるものとします。

第26条(担保物の処分)

1. お客様が本取引に基づき当社に預入れる証拠金その他の担保は、すべてお客様が本取引に関連して当社に対して負担する債務を共通に担保することといたします。
2. お客様が本取引に関し当社に対する債務を履行しなかった場合には、当社が占有しているお客様の証拠金その他の担保等を当社の任意で処分できるものとし、この場合すべて前条に準じて取り扱われるものとします。
3. 当該弁済充当を行った結果、なお残債務がある場合には、お客様は直ちに弁済を行うものとします。

第27条(充当の指定)

債務の弁済または第25条の差引計算を行う場合、お客様の債務の全額を消滅させるのに足りないときは、当社が適当と認める順序方法により充当するものとします。

第28条(遅延損害金の支払い)

お客様が当社と行う本取引に関し、当社に対する債務の履行を怠ったときは、当社の請求により、当社に対し履行期日の翌日より履行の日(当該日を含む)まで、年利率14%(1年を365日として日割り計算)の割合による遅延損害金を、お客様が支払うものとします。

第29条(債権譲渡等の禁止)

お客様が当社に対して有する債権は、当社の書面による同意なしに、これを他に譲渡または質入れ、その他処分をすることはできないものとします。

第30条(届出・報告)

1. お客様が当社に届け出た氏名、住所その他の事項に変更があったときは、直ちに当社に対し書面または当社が指定した方法をもって届出を行うものとします。
2. お客様は、第23条第1項各号((6)号と(8)号を除きます)および第2項(2)号(4)号のいずれかの事由が生じたときは、当社に対し遅滞なくその旨の届出を行うものとします。
3. お客様が本口座の他に当社に開設する取引口座がある場合、第1項による届出をもって、当社に開設する他の取引口座における届出があったものとみなすことができるものとします。

第31条(電子的取引システムのサービスの範囲)

1. お客様が本取引を当社が提供する電子的取引システム(取引システム)を利用して行う場合、お客様は、取引システムによる取引に適した端末機器、モデム、ソフトウェアその他インターネット接続および取引システムの利用に必要な環境をお客様の責任で準備頂くものとします。また、取引システムの全体または一部分を、コピー、改造、リバース、エンジニアリング、デコンパイル、ディスアSEMBル、又は変更しないことにご同意いただきます。
2. お客様が取引システムを利用できる時間は、別途当社が定める時間とします。なお、利用時間はお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。
3. 当社は、公的機関からの命令・指導や経済情勢、その他合理的な事情があった場合、あるいは当社がお客様による取引システムの利用を不適当と認めた場合には、当社の判断により本取引を制限することができるものとします。

4. 当社が行うシステム保守および改良等のサーバーメンテナンス等により、一部および全部の機能が利用できなくなる場合があります。
5. その他、当社がお客様に提供する取引システムのサービスの範囲は、別途当社が定める範囲とします。

第32条(書面の電子交付)

1. 第11条第2項に定める報告書等の書面の電子交付に同意いただいた場合、お客様は、電子交付の利用にあたって、電子交付を受けられる通信機器、通信回線および閲覧環境等を用意するものとします。
2. 書面の電子交付とは、電磁的方法を用いた対象書面の記載事項のお客様への提供のうち、当社のホームページ上のお客様ページ(第34条に定める口座番号、パスワード入力後に記載されるお客様の特定のページをいいます。)に記載事項を記録し、お客様による閲覧を可能とすることを以って書面交付に代える交付方法をいいます。
3. 電子交付の対象書面は、金融商品取引法等に定められている書面、および本取引に関して当社が提供するその他の書面のうち、当社が定める以下の書面とします。
 - (1) 取引報告書及び残高報告書兼入金確認書
 - (2) 契約締結前交付書面(「店頭外国為替証拠金取引説明書」など)
 - (3) 確認書
 - (4) その他当社が定め、当社ホームページ上に掲げるもの
4. 当社は、お客様に予告することなく、法令に反しない範囲で書面の電子交付の方法を変更することができるものとします。これによって生じたお客様の損害については、その責を負わないものとします。

第33条(書面の電子交付の利用停止)

1. 当社は次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、お客様への書面の電子交付を停止するものとします。
 - (1) お客様の本取引における本取引口座が解約された場合
 - (2) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合
2. 書面の電子交付の利用が停止された場合、お客様は既に電子交付を行った記載事項は閲覧できなくなります。

第34条(口座番号およびパスワードの発行)

1. 当社は、本取引口座を開設したお客様に口座番号およびパスワード(取引システムをご利用する時に使用します)を設定します。
2. お客様は、口座番号とパスワードの管理を自己の責任をもって行うものとします。口座番号およびパスワードを使用できるのはお客様ご本人のみとし、これらを他人に貸与もしくは譲渡することはできないものとします。
3. 本取引において、口座番号とパスワード(取引システムをご利用する時のみ)が当社に登録されているものと一致した場合、これに基づいて行われた取引についての責任は、すべてお客様が負うものとします。

第35条(提供情報等の利用)

1. 当社がお客様に提供する市場情報その他のサービスを利用して知ることになった情報または資料(以下「投資情報等」といいます。)に関する著作権その他の権利はすべて当社、または当社の関連会社、その他情報提供者に帰属し、お客様はこれらの情報を当社に無断で第三者に提供または開示することはできないものとします。
2. 当社は、お客様に提供する投資情報等の正確性、信頼性について保証をするものではなく、情報提供の遅延や中断等、あるいはお客様は投資情報等を利用したことまたは利用しなかったことにより生じた損害については、一切当社には責任がないことを承知した上で、本取引を行うものとします。

第36条(免責事項)

次に掲げる場合など、本取引において当社の故意または重過失によることなくお客様または第三者が被る損害または費用(以下、本条において「損害等」といいます。)については、当社はその責を負わないものとします。

- ① 天災地変、戦争、政変、同盟罷業、外国為替市場の混乱等、不可抗力と認められる事由により、本取引の執行、金銭の授受が遅延または不可能になったことにより生じた損害等
- ② 外国為替市場の閉鎖もしくは規則の変更等の事由により、あるいは、国内の休日または当社の取扱時間外であるために、お客様の本取引に係る注文に当社が応じ得ないことにより生じた損害等
- ③ 明白に誤りと合理的に判断される等の事由により、当社の為替提示価格が市場実勢相場と大幅に乖離していること等が原因で、本取引の約定が取消となったことにより生じた損失
- ④ 電信、電話回線、インターネット、郵便等の通信手段における誤謬、遅滞等、当社の責に帰することができない事由により生じた損害等
- ⑤ 本取引に関する一切のシステム障害により生じた損害等
- ⑥ お客様が本約款もしくは本取引の内容または取引方法について誤解または理解不足であったことにより生じた損害等
- ⑦ やむを得ない事由により、当社が本取引に係るサービスを停止または中止したことにより生じた損害等
- ⑧ その他当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害等

第37条(本取引の制限)

お客様が次の各号のいずれかに該当するときは、当社は、お客様に通知することなく、お客様の本取引を制限することがあります。当社は、制限の理由につき、開示できない場合があります。

- (1) お客様が本取引に係るサービスの利用において通常の範囲を逸脱し、過度の利用を行うものと当社が判断した場合
- (2) お客様の本人特定事項に疑義があるものと当社が判断した場合
- (3) 当社が、お客様の取引状況やお預り資産の状況等に鑑み、本取引に係るサービスの利用を制限することが適当であると判断した場合
- (4) 当社において、本取引以外の外国為替証拠金取引等をご利用いただいている場合において、当該取引において損失等が発生している場合
- (5) その他、お客様による本サービスの利用が不適当であるものと当社が判断した場合

第38条(本取引の解約)

1. 次の各号のいずれかに該当したとき、または第23条の各号のいずれかに該当することとなったときは、お客様との間のすべての本取引は解除され、本取引口座も解約されます。なお、当社からお客様にその理由を開示しない場合があります。

- (1)お客様が本約款および「店頭外国為替証拠金取引(マネックスFX)規定」「店頭外国為替証拠金取引説明書」ならびに当社が定める規則あるいは関係法令諸規則のいずれかに違反し、当社が本取引口座の解約を通告したとき
 - (2)お客様が本約款および「店頭外国為替証拠金取引(マネックスFX)規定」「店頭外国為替証拠金取引説明書」ならびに当社が定める規則あるいは関係法令諸規則等のいずれかの改訂・変更に関し、お客様の同意をいただかず、当社が本取引口座の解約を通告したとき
 - (3)お客様が第3条第4項に定める口座開設基準を満たさなくなったとき当社が判断したとき
 - (4)お客様が本取引の解約の申出をしたとき
 - (5)お客様から所定の期日までに本取引に係る必要な代金または料金等が支払われないとき
 - (6)前各号のほか、当社がお客様との取引の継続が望ましくないと判断した場合、その他やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合
 - (7)お客様のお取引が、①端末機器、接続回線またはプログラムに不正な操作や改変を施して発注されたもの、②スキュールピング取引等により、当社のサービス運営に負担を与えるおそれがあるもの、③その他の要因により、他のお客様の通常取引に重大な影響を及ぼす可能性があるもの、と当社が判断した場合
2. 前項の定めにかかわらず、解除する時においてお客様の本取引の建玉が残存する場合、またはお客様に当社に対する本約款に基づく債務が残存する場合には、必要な範囲と期間において本約款が適用されるものとします。

第39条(政府機関等への報告等)

1. 当社が、日本国ならびに諸外国の法令等に基づき政府機関等から、お客様に係る本取引の内容その他を報告することを求められた場合には、お客様は当社が当該報告をすることに異議を述べないものとします。この場合、お客様は、当社の指示に応じて、当該報告書その他の書類の作成等に協力するものとします。
2. 前項に基づく報告書その他の書類の作成および提出に関して発生した一切の損害について、当社は一切責任を負わないものとします。

第40条(公租公課)

お客様は、本取引に係る公租公課をお客様自身の負担により支払うものとします。

第41条(サービス内容の変更)

当社は、お客様の事前の承諾なしに、本取引に関してお客様に提供するサービスの内容を変更することができるものとします。

第42条(本約款の変更)

本約款は、関連法令の変更もしくは監督官庁の指示、その他の事由により変更の必要が生じた場合に改定されることがあります。なお、改定の内容につき、当社から諾否の回答期限を定めて合理的な変更の申入れがあった場合において、お客様が所定の期間中に異議の申出をしなかったときは、当社は、本約款の改定にご同意いただいたものとして取扱います。

第43条(準拠法・合意管轄)

1. 本約款の準拠法は日本法とします。
2. 本約款に関しお客様と当社との間で生ずる一切の訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第44条(協議)

本約款に定めのない事項が生じた場合または本約款の履行もしくは解釈につき疑義を生じたときは、関係法令規則の定めるところにより処理し、これらに定めがない事項に関しては、双方誠意をもって協議し、円満解決を図るものとします。

以上
(平成25年4月)

店頭外国為替証拠金取引(マネックスFX)規定(取引内容とルールの説明)

1.店頭外国為替証拠金取引(マネックスFX)規定の趣旨

この「店頭外国為替証拠金取引規定」(以下、「本規定」といいます。)は、「店頭外国為替証拠金取引(マネックスFX)約款」に基づきお客様がマネックス証券株式会社(以下、「当社」といいます。)との間で行う店頭外国為替証拠金取引(以下、「本取引」といいます。)に関して、取引の方法や当社が提供するサービスの内容等の細目を定めるものです。お客様はお取引に先立ち、「店頭外国為替証拠金取引(マネックスFX)約款」等と併せて本規定に定める各条項につきましてご同意いただくものとします。

2.自己責任の原則

お客様は、本取引を行うにあたっては、「店頭外国為替証拠金取引(マネックスFX)約款」および本規定その他当社が提示する取引に関する説明書(「店頭外国為替証拠金取引説明書」等)をお読みになり、本取引の内容、仕組みおよびリスクに関して次の各号に掲げるリスク等を十分に理解した上で、お客様の判断と責任において本取引を行うものとします。

- (1) 本取引には、対象通貨に係る外国為替相場の変動および対象通貨に係る金利水準の変化に伴い、損失を生じるリスクがあること
- (2) 本取引には、少額の証拠金で大きなレバレッジ効果を得ることができるため、大きな利益が得られる可能性がある反面、多大な損失を生じるリスクがあること
- (3) 未決済建玉の売り買いには、その通貨ペアが持っている金利差(スワップ金利)があり、取引する通貨ペアのうち高金利の方の通貨を売建てした場合には、当該スワップ金利はお客様の支払いとなること。また、取引する通貨ペアのうち高金利の方の通貨を買建てした場合でも市場実勢等によっては当該スワップ金利はお客様の支払となる場合があること
- (4) 本取引には、お客様の損失を抑制する目的でロスカットルール(自動ロスカット)が設けられているため、このルールに基づく強制決済が執行されて損失を生じる可能性があり、場合によっては当該損失の額が預入れた証拠金の額を上回るリスクがあること
- (5) 逆指値注文は、外国為替相場が急激に変動した場合などの状況においては、お客様が指定されたレートから大きく乖離して約定されることがあること。このため逆指値注文は、必ずしも損失をお客様が想定した範囲の額に留められるとは限らず、想定以上の損失が発生する可能性があること。さらには、当該損失の額が預入れた証拠金の額を上回るリスクがあること
- (6) 外国為替市場において、場合によっては対象となる通貨の取引高が少ない等の市場環境により、売戻しや買戻し(決済)が行えないことにより発生するリスクがあること
- (7) お客様がお取引される店頭外国為替証拠金取引は、お客様と当社との間で行われる相対取引(店頭金融先物取引)であるため、当社の信用状況によってはお客様が損失を被る危険性があること。ただし、お客様が預託された証拠金は、当社の固有財産とは区分して管理されており、お客様の資産が保全されるように図られていること。また、当社が提示する対象通貨の売値と買値とに差があること
- (8) 当社は、お客様からのご注文をすべてカバー取引先となる金融機関等でカバー取引するため、カバー取引先の信用状況によってはお客様が損失を被る恐れがあること
- (9) お客様が電子取引システムを利用して取引される等の場合、本取引には、お客様のシステムへの誤入力による損失や、システム機器、通信機器等の故障等、不測の事態による取引の制限が生じるリスクがあること

[上記に掲げられたリスクは一般的なものであり、すべてを網羅しているわけではありません。また、「店頭外国為替証拠金取引説明書」に掲げる「店頭外国為替証拠金取引のリスクについて」も併せてお読みください]

3.口座開設のお申込み

(1) 申込み方法

お客様が本取引でご利用になる店頭外国為替証拠金取引口座(以下、「本取引口座」といいます。)の開設は、インターネットを利用した申込みとします。

当社ホームページ上にあるオンライン口座開設申込み画面に必要な事項を入力し、確認書にご同意いただいたうえで、お申込みください。その際には必ず、お申込みが本人によるものである旨の確認が出来る書類(本人確認書類)をお送りください。

(2) 取引の開始可能時点

所定の証拠金がお客様により銀行振り込みされ、その入金当社で確認された時点をもってお取引が可能となります。(お客様は「取引報告書及び残高報告書兼入金確認書」により確認できます)

(3) 口座管理料

口座管理料は無料です。

(4) 口座種別

お客様は、FX スタンダードとFX プレミアムの双方の口座申込が出来ます。FX スタンダードを開設済みのお客様は、FX スタンダードにログインしFX プレミアムをお申込みください。

4.取引注文の受付

インターネット上の当社取引システムでご注文をお受けします。

(注) 携帯電話のインターネットの場合、一部の機種ではご利用いただけないものがあります。

5.取引時間

原則として、取引システムでのお取引時間帯は下記の通りとします(時刻表示はすべて日本時間)。ただし、当社が指定する特定日(元日など)にはお取引できません。

・月曜日の午前7:00から土曜日午前6:55まで(米国夏時間時は5:55まで)

ただし、火曜日から金曜日の各午前6:55 ~ 7:10(米国夏時間時は同5:55 ~ 6:10)の時間帯を除きます。なお、お取引時間帯は諸事情により変更される場合があります。

6.ログイン停止時間・メンテナンス時間

システムメンテナンスのため、下記の時間帯は当社取引システムへのログインはできません。

・ログイン停止時間 日曜日午前0:00~6:00

7.取引対象通貨ペア

取引できる通貨ペアは以下の13通りです。取引の対象となる通貨は、各ペアの左側に表示される通貨(取引通貨)で、右側に表示されている通貨が変動通貨です。取引通貨の価格や損益は、変動通貨の数値で示されます。

[対円のペア]

①米ドル/円(USD/JPY)

⑤英ポンド/円(GBP/JPY)

⑨香港ドル/円(HKD/JPY)

②ユーロ/円(EUR/JPY)

⑥スイスフラン/円(CHF/JPY)

⑩南アフリカランド/円(ZAR/JPY)

③豪ドル/円(AUD/JPY)

⑦加ドル/円(CAD/JPY)

④ニュージーランドドル/円(NZD/JPY)

⑧シンガポールドル/円(SGD/JPY)

[対ドルのペア]

- ①ユーロ/米ドル(EUR/USD)
- ②英ポンド/米ドル(GBP/USD)
- ③豪ドル/米ドル(AUD/USD)

8.取引単位・呼び値

(1) 取引単位

取引単位は、FX スタンダードは1千取引通貨となります。FX プレミアムでは新規注文について10万通貨以上1万通貨単位毎、決済注文については1万通貨以上1万通貨単位毎です。

(2) 1回の取引の限度額

1回の取引は当社が定める限度額の範囲内とします。1回の取引の限度額については、当社ウェブサイトにてご確認ください。

(3) 呼び値

変動通貨が日本円の場合:呼び値は0.001円(=0.1銭)

変動通貨が米ドルの場合:呼び値は0.00001米ドル

9.為替の提示価格

当社が提示する為替価格(両替取引[コンバージョン]の提示価格についても同様です)は、提示する時点のカバー先銀行等の取引価格や市場実勢を参考に、当社が決定しているものです。また原則として、お客様の売値(「Bid(ビッド)」)とお客様の買値(「Offer(オファー)」)とお客様の両方の価格を同時に提示いたします。通常、その売値と買値には差(これをスプレッドといいます)があり、同じ価格ではありません。なお、相場急変時などには、スプレッドが拡大することがあります。当社は、提示する為替価格として、変動通貨が日本円の場合には1対象通貨当りの円価格を、変動通貨が米ドルの場合には1対象通貨当りのドル価格を提示します。

10.取引手数料

(1) 手数料の率・額

別に掲げる手数料表示をご覧になり、お取引される前にご確認ください。なお、手数料の率あるいは額については、改定される場合があります。

(※)「店頭外国為替証拠金取引説明書」または当社ホームページによりご確認ください。

(2) 手数料の徴収方法

本取引に係る手数料は、当該取引日の翌々営業日に、お客様の本取引口座から徴収します。

11.証拠金

(1) 証拠金の通貨は、日本円のほか、米国ドル、ユーロによる預入れが可能です。証拠金は、お客様が当該金銭を当社の指定する銀行口座へ振込むことによるのみ取り扱うこととし、有価証券、小切手、貴金属等による差し入れはできません。

(2) 店頭外国為替証拠金取引約款第13条の「証拠金」とその種類は、以下の通りとします。

① 預入(あずけいれ)証拠金

お客様が当社の本取引口座に預入している証拠金です。

「預入証拠金=お客様の入出金による証拠金増減額+取引による実現損益額-手数料」

(外貨の場合は円換算したもの。なお、手数料は常に日本円です。)

② 評価証拠金

預入証拠金に、評価損益と予定されている資金変動額等を加減(算入)した証拠金の額です。

「評価証拠金=預入証拠金+未決済建玉評価損益+未決済スワップ損益+未受渡確定損益-入出金予定額-出金請求額-未収手数料+デリバリー調整額」

未受渡確定損益:約定済みで確定しているものの、受渡日が到来していない損益です。

未収手数料:建玉を決済する際に必要な手数料の見込額です。

デリバリー調整額:デリバリー取引を行った建玉の為替評価損益額です。受渡終了までの間、一時的に評価証拠金に算入されます。

③ 注文必要証拠金

新規注文時に、当社が提示する取引レートを基に計算される注文に必要な元本(取引レートのビッド(売り注文)、またはオファー(買い注文)×取引数量)に証拠金率を乗じたもので、新規注文をする場合には、注文した段階でこの金額以上の金銭が本取引口座に預入れられが必要です。

ただし、新規注文により建玉が両建てとなる場合(既に両建てとなっている建玉の場合も含む)には、当該通貨ペアの建玉について売りと買いそれぞれの必要証拠金額のうち額が大きい方に対して乗じられます。

④ 建玉必要証拠金

全ての建玉を維持するのに必要な証拠金額です。

ただし、同一通貨ペアの両建てとなる建玉に関しては、通貨ペアごとに売買別に必要な必要証拠金額を比較し大きい額を当該通貨ペアの建玉に対する建玉必要証拠金とします。

⑤ 総必要証拠金

全ての建玉と新規注文に必要な総証拠金額です。

ただし、同一通貨ペアの両建てとなる建玉または新規注文がある場合は、同一通貨ペアの両建てとなる通貨ペアごとに、全ての建玉と新規注文について売りと買いのそれぞれの必要証拠金額を比較し、その大きい額を当該通貨ペアの建玉に対する総必要証拠金とします。

⑥ 実効証拠金

既存の建玉の価格変動に対する余裕度を示す金額です。なお、実効証拠金額が建玉必要証拠金額を下回っている場合、一切の新たな建玉注文はできません。

「実効証拠金=評価証拠金-注文必要証拠金」

⑦ 取引余力

評価証拠金額から建玉と既に出している注文に要する証拠金を差し引いて、更に新たな建玉を建てる(注文する)余力がいくら残っているかを示す金額です。

「取引余力=評価証拠金-総必要証拠金」

⑧ 証拠金維持率

建玉必要証拠金に対する実効証拠金の割合を示します。

「証拠金維持率(%)=実効証拠金÷建玉必要証拠金×100」

⑨ 出金可能額

お客様が本取引口座から出金することができる上限金額です。「預入証拠金の現在残高」、「同未受渡残高」および「取引余力」のいずれか最小値が出金可能額となります。前営業日のニューヨーク取引終了時間において、通貨別預入証拠金のいずれかの通貨に不足金が生じると判明した場合、不足金を解消するために、受渡日当日の営業日において自動的に両替取引(コンバージョン)を行います。自動コンバージョンが完了するまでの間、出金請求をかけることはできません。また、FX スタンダードとFX プレミアム双方を開設し、一方の口座の出金可能額がマイナスとなったことを当社が確認した時点で、当社は振替可能な他方の口座の証拠金の出金を制限いたします。

※ニューヨーク取引終了時間は、当社の場合、日本時間の午前6:55(米国夏時間の場合は午前5:55)です。

- ⑩ プレアラート基準
建玉必要証拠金額に設定されたプレアラート率を乗じて求められる額です。口座開設時、FX スタンダード、及びFX プレミアムともに90%に設定されています。
- ⑪ アラート基準
建玉必要証拠金額に設定されたアラート率を乗じて求められる額です。口座開設時、FX スタンダード、FX プレミアムともに70%に設定されていますが、変更することも可能です。
- ⑫ 自動ロスカット基準
建玉必要証拠金額に設定された自動ロスカット率を乗じて求められる額です。実効証拠金がこの水準相当額以下となった場合には自動ロスカットとなり、約款第15条第1項の定めに従い、お客様のすべての建玉が反対売買することにより決済されます。自動ロスカット率については、FX スタンダード、FX プレミアムともに50%に設定されていますが、変更することも可能です。
- ⑬ 出金請求額
本取引口座に出金可能額がある場合で、お客様が、本取引口座からの出金を所定の手続きをもって請求した額です。ただし、お客様の出金請求が当該日の午後3:00までに当社で受理されたものをいいます。受理された出金請求は、午後3:00を過ぎると次に掲げる「出金予定額」として表示されます。尚、午後3:00までは取消し・変更が可能です。また、自動コンバージョンの適用を受けた場合は、自動コンバージョンが完了するまでの間、出金請求はかけられません。
- ⑭ 出金予定額
上記のお客様の出金請求額が、当該日の午後3:00において確定した金額です。この金額をもって当社は銀行振り込みの手続きを行いますので、取消し・変更はできません。
- ⑮ 証拠金不足額
営業日ごとの一定の時刻における証拠金維持率判定により法令に基づき当社の定める証拠金維持率に不足する場合の証拠金不足額です。当社の定める時刻までに不足額を解消していただく必要があります。
なお、当該不足額は判定後の相場変動等による評価益の増加分によって充当できません。

(3) 適用為替提示価格

前項に掲げる証拠金等を算出する際に使用する為替の価格は、当社の提示価格のうち、お客様の買建玉については「Bid(売値)」を、売建玉については「offer(買値)」をそれぞれ用いて計算されます。

12.注文の種類

(1) 新規注文と決済注文

新しく建玉を建てる注文を「新規注文」と呼び、売り・買いのいずれからでも新規の建玉を建てることができます。また、建玉を反対売買または現物受渡しすることで決済する注文を「決済注文」と呼びます。通常は決済方式では、お客様ご自身が建玉を選択して決済を行いますが、FIFO注文については、最も古い建玉から順番にシステムが自動で決済を行います。

(2) 注文方法の種類

① ストリーミング注文

ストリーミング注文とは、特定の画面に表示されるレートを基に、注文ボタンを押下した時点のレートで取引を成立させる注文方法です。ボタンを押下した時点のレートの有効期限が切れている場合は、注文は受け付けられません。また、システムが注文を認識した時点で注文ボタンを押下した時点のレートと市場の実勢レートが一定以上乖離している場合も、注文は受け付けられません。

② FIFO注文[i-アプリ専用]

FIFO注文には次のような特徴があります。

- ・決済する場合、決済数量を指定して建玉と反対の売買取引を行うと、最も古い建玉から順番に決済数量分だけをシステムが自動的に決済します。このルールをFIFO(ファーストイン・ファーストアウト)といい、建玉をFIFO注文で建てた場合にのみFIFO決済となります。
- ・当社のFIFO注文には、許容できるスリッページの設定ができます。スリッページとは、提示価格と約定可能な価格との間に発生するお客様にとって不利となる差額のことで、発注から受注までの間に提示価格が不利に変動すると、スリッページが発生します。このスリッページがお客様の設定した許容の範囲内であればその価格で注文が約定します。
- ・i-アプリによる取引は全てFIFO注文で、他の注文方法は利用できません。
- ・i-アプリは、FX スタンダードのみでの取り扱いとなります。

③ 成行(なりゆき)注文

売買取引価格を指定せず、通貨ペア、注文数量、売買の別のみを指定する注文方法です。顧客注文が発注され当社に注文が到達した時点の取引提示価格で約定します。

④ 指値(さしね)注文

売買価格を指定する(指値する)注文方法です。提示価格が、指値と同じまたはお客様にとって有利な価格となった場合に取引が成立します。買注文の場合には注文時点の提示価格より低い(お客様に有利な)価格を、売注文の場合には提示価格より高い(お客様に有利な)価格を指定していただきます。なお、注文の際に提示している買値または売値と、同じ価格を指定することはできません。また、提示している買値を下回る場合、または売値を上回る場合であっても、それぞれの値に近い価格を指定することはできません。発注済の注文価格を変更する場合も同様です(指定できない範囲は通貨ペアにより、またマーケットの状況により異なります)。提示価格での売買はストリーミング注文をご利用ください。

⑤ 逆指値注文(ストップオーダー)

注文を出す際に、注文時点の提示価格よりもお客様に不利な価格(例:買注文の場合には注文時点の提示価格より高い)を指定する注文方法です。提示価格が指値に到達した時に、自動的に成行注文となり、その時点の提示価格で約定します。約定価格は、お客様が指定した価格よりも不利な価格となる場合があります。(損切りの決済注文を出す場合などに用いられる手法です)

⑥ IFD(イフダン)注文

新規の指値注文または逆指値注文を出すと同時に、その新規注文が約定された場合に有効となる決済注文を、新規注文とセットで出す複合注文方式です。この場合の決済注文は、指値注文または逆指値注文を指定します。

⑦ OCO注文

2つの注文を同時に発注し、どちらか一方の注文が約定された場合には、約定していない他方の注文が自動的に取消される複合注文方法です。出される2つの注文は、通貨ペア、注文数量が同じであることが条件です。OCO注文は新規注文、決済注文いずれも利用可能です。

⑧ IFD・OCO注文

新規の注文を発注する際に、当該新規注文(一次注文)による建玉の決済注文(二次注文)としてOCO注文をセットで同時に発注する、複合注文方法です。出される2つの注文は、通貨ペアが同じであることが条件ですが、二次注文の注文数量は一次注文と異なる数量でも二次注文(OCO注文)の数量が同じであれば注文可能です。

⑨ 一括決済注文

建玉を一括して決済する注文方法で、次の2通りの方法があります。

- ・すべての建玉を一括して決済する注文方法
全建玉を成行の売りあるいは買いとして決済注文を発注します。別に未約定の決済注文があった場合には、その未約定の決済注文は自動的にすべて取消されます。
- ・特定の建玉の一括決済注文
同一通貨ペア、同一売買区分(売りまたは買い)である建玉を、複数まとめて成行の売りあるいは買いとして決済する注文方法です。別に未約定の決済注文があった場合には、その当該通貨ペアに係る未約定の決済注文は、自動的に取消されます。

⑩トレール注文

逆指値注文に値幅指定機能を付加した注文方法です。相場の上昇幅、または下落幅に合わせて、指定した値幅で逆指値注文が自動的に更新されます。

なお、逆指値注文の場合、約定価格がお客様の指定した価格よりも不利な価格となる事があります。

⑪トータルコントロール(損益確定一括注文)

トータルコントロールとは、お客様の口座ごとにお客様があらかじめ目的とする損益の上限(以下「目標損益額」)や下限(以下「目標撤退額」)を設定し、評価損益額が設定した値に到達した場合、システムにて自動的に反対売買を行い保有している建玉を全て決済する、機能です。お客様は上昇した場合の額を「目標損益額」として、下落した場合の額を「目標撤退額」として、双方ご設定いただきます。「目標損益額」は設定時点の評価損益額より大きい値を、「目標撤退額」は設定時点の評価損益額より小さい値を設定する必要があります。「目標撤退額」に達する前に「証拠金維持率」が自動ロスカット水準に達した場合は、自動ロスカット注文が執行されます。なお、目標額設定後に一部の建玉の決済やデリバリーを行った場合は、以下の方式にて当該建玉による確定損益の額を目標設定額(損益額・撤退額ともに)に加減します。

・決済等により益が発生した場合:「目標設定額」-「確定決済益の額」

・決済等により損が発生した場合:「目標設定額」+「確定決済損の額」

(双方とも手数料は含みません)

トータルコントロールは、お客様が設定した目標損益額及び目標撤退額を保証するものではなく、相場の状況等によっては約定価格が目標損益額及び目標撤退額から大きくかい離することがあります。当社は「目標損益額」および「目標撤退額」観測を一定の間隔で行いますが観測期間中に相場は変動していますので、観測時点と次の観測時点の間に一旦目標設定額に到達しても観測時点で目標到達額に達していなければ、一括返済注文は発注されません。

13.注文の有効期限

注文の有効期限の種類は以下の通りで、お客様は発注に当りこれらのいずれかを選択することができます。

(1) 当日(DAY)

日本時間午前6:55(米国夏時間の期間は午前5:55)まで有効な注文です。

(2) 週末(WEEK)

注文日が属する週の土曜日の日本時間午前6:55(米国夏時間の期間は午前5:55)まで有効な注文です。

(3) 無期限(GTC)

期限に定めがなく、取消しをしない限り無期限の有効である注文です。ただし、システムの問題等により、完全に無期限とならない場合があります。

(4) 日時指定

注文の有効期限を指定する注文です。指定は、「年、月、日、時、分」の単位まで可能です。ただし、システム上の制限があるため、指定できる期間には制限があります。

14.注文の取消・訂正

(1) 注文取消し

お客様の注文は、当該注文の約定の前であれば取消しすることができます(ログイン停止時間は除きます)。約定した後の注文は取消しことはできません。

なお、OCO注文の取消を行った場合、指値注文と逆指値注文の双方が取消されます。どちらか一方の注文だけの取消はできません。また、新規注文が未約定であるIFD注文およびIFD・OCO注文の取消を行う場合、新規注文と決済注文の双方が取消されます。

(2) 注文の訂正

指値注文または逆指値注文(IFD注文、OCO注文、IFD・OCO注文を構成している注文を含む)の「注文価格」および「注文の有効期限」は、その注文が約定前であれば訂正することが可能です(ログイン停止時間は除きます)。

15.両建て

既存の建玉を決済せずに、新たに同一通貨ペアで売りと買いが反対となる建玉を建てることを建玉の「両建て」といいます。本取引で両建てを行うことは可能ですが、両建てには次のような問題点がありますので、お客様はこれをご理解・ご考慮の上、ご判断ください。(当社からお勧めするものではありません)

・スプレッド(Bid(売値)とoffer(買値)の差)によるコストが重複してかかること

・スワップポイントは売建玉と買建玉に適用する価格に差があり、この差が逆ざやとなりお客様のコストとなること

16.受渡日等

(1) 受渡日

取引(新規および決済)の受渡日は、約定日の翌々営業日となります。ただし、ニューヨーク市場または取引対象通貨の市場の休日の関係等により、受渡日はさらにその翌営業日となっていく場合があります。

(2) ロールオーバー

前項にもかかわらず、本取引は受渡日がロールオーバー(繰越し)される方式の取引です。取引日における当日の取引終了時刻の時点で建玉が決済されていない場合は、未決済建玉として全額ロールオーバーされ、受渡日を1日ずつ繰り延べていきます。ただし、日本と海外の休日の組合せによっては、ロールオーバーされない日が発生する場合があります。従って、別に定める条件に該当しない限り、建玉の決済期限はありません。建玉の決済はお客様の任意の時期に行うことができます。

(3) 損益の計上

決済取引による為替損益およびスワップ損益(スワップポイント)は、第1項に定める受渡日において、お客様の預入証拠金に加減算されます。

(4) 営業日

本取引において受渡に係る営業日とは、特段の指定がない限り、一般的な銀行休業日(土曜日・日曜日・祝休日、正月三箇日、12月31日)を除く日をいいます。

17.スワップポイント

- (1) 建玉のロールオーバー(繰越し)は、実態として、売付けた通貨を借入れ、買付けた通貨を預入れることになるので、二通貨間の金利差調整額に相当する「スワップポイント」の授受が発生します。二つの通貨のうち、より高金利の通貨を買付けている場合は、スワップポイントをお客様が受取り、逆により低金利の通貨を買付けている場合は、お客様が支払うこととなります。ただし、より高金利の通貨を買付けていても、市場実勢等によってはスワップポイントをお客様が支払う場合があります。スワップポイントは、毎取引日の終了時点で未決済スワップ損益に算入し、決済取引の受渡日に、その合計額が預入証拠金に加減算されます。
- (2) 同一通貨ペアにおいて、当社が提示するお客様が受け取るスワップポイントとお客様が支払うスワップポイントには差があります。

18.自動ロスカット等の取扱い

- (1) プレアラート及びアラート について
証拠金維持率が設定された率以下に達した場合、当社はお客様にプレアラート及びアラートとして当社所定の方法でその旨をご連絡します。
- (2) 自動ロスカット について
証拠金維持率が設定された自動ロスカット率以下となった場合、次の各号の取扱となります。
①未約定の新規注文が存在する場合、すべての新規注文の取消が行われます。
②前号の未約定新規注文の取消をしてもなお設定された自動ロスカット率以下となっている場合、約款第15条第1項に従い、すべての未決済建玉を自動的に反対売買して決済します。この際の決済注文は、成行注文として執行されます。
自動ロスカットで約定された価格は、決済時点における提示価格での取引を保証するものではありません。当該反対売買が成行注文で執行されるため、提示価格よりもお客様に不利な価格となることがあります。また、相場が急変した場合などは、当該損失の額が預入れた証拠金の額を上回る可能性があります。なお、相場急変時などにおいて当社が定める数量を超えた自動ロスカット注文が同時に発生した場合は、当社がお客様に提示する取引価格とは異なる価格でロスカット注文が約定することがあります。
- (3) 自動ロスカット等の証拠金維持率の設定について
口座開設時、FX スタンダード、FX プレミアムともに自動ロスカット率50%、アラート70%、プレアラート90%に設定されています。しかし、お客様は、下表から自動ロスカット等の証拠金維持率とする組合せから、いずれか一組を指定して変更することができます。

法人のお客様							
個人のお客様							
レバレッジ	1倍	2倍	5倍	10倍	25倍	50倍	100倍
証拠金維持率アラート	適用なし			50%未満	120%未満	適用なし	
証拠金維持率判定	自動ロスカット適用			40%未満	100%未満	適用なし	
プレアラート	70%以下,80%以下,90%以下,100%以下,120%以下,180%以下					120%以下,180%以下	
アラート	50%以下,60%以下,70%以下,80%以下,90%以下,130%以下					90%以下,130%以下	
自動ロスカット	30%以下,40%以下,50%以下,60%以下,70%以下,100%以下					70%以下,100%以下	

(注) 建玉を維持したまま自動ロスカット率を変更する場合、指定した証拠金維持率に満たない場合は変更できません。

19. FX スタンダードとFX プレミアムの双方に口座を開設した場合の証拠金・建て玉等の扱い

- (1) FX スタンダードとFX プレミアムでの証拠金振替
当社所定の手続によりFX プレミアムとFX スタンダードでの取引口座間で、証拠金の振替が行えます。なお証拠金の振替可能額は、本取引口座の出金余力の金額の範囲内となります。
- (2) 証拠金維持率の計算
証拠金維持率の計算は、FX スタンダードとFX プレミアムで各々別に行い、各取引口座別にアラーム通知および自動ロスカットが執行されます。したがって、FX スタンダードとFX プレミアムの取引口座の証拠金を合算した証拠金維持率に関わらず、自動ロスカット基準に到達した取引口座では自動ロスカットが執行されます。
- (3) 証拠金不足額(追証)が発生した場合について
一方の取引口座で証拠金不足額(追証)が発生したことを当社が確認した時点で、当社は他方の取引口座での新規建て注文を、既に発注されている新規建て注文を除き、証拠金不足額(追証)の最終判定時刻まで停止いたします。また他方の取引口座の証拠金出金可能額に係らず、証拠金不足額(追証)の最終判定時刻までにお客さまが自ら証拠金不足額を解消しない場合、当社は証拠金不足額(追証)が発生した取引口座の全ての建て玉を強制決済いたします。
- (4) 不足金額が発生した場合について
一方の取引口座で本取引を決済した結果生じた差損金額が、お客様が預入れている証拠金の額を上回り不足が生じたときは、当社は他方の取引口座の預託証拠金から当該不足相当額を引き出し、不足が発生した取引口座での不足金額に充当いたします。これにより、他方の取引口座の証拠金維持率が100%割り、お客様の自ら設定した自動ロスカット水準に達し自動ロスカットが執行される場合がございます。なお当社は当該不足金額が解消するまで、他方の取引口座での出金等を停止します。

20. 証拠金の返還

- (1) 出金可能額がある場合、お客様は、その全部または一部を返還請求することができます。証拠金の返還は、原則として次の各号による取扱とします。ただし、当社がお振込みの手続きをした後、お客様の銀行口座に着金するまでに一定の日数を要する場合があります。また、送金から着金までに要する日数は、お振込み先の取扱銀行によって異なります。
 - ① 証拠金が日本円の場合
毎営業日、当日午後3:00までに当社で確認できたお客様の証拠金返還請求については翌営業日に、また当日午後3:00以降に確認できたお客様の証拠金返還請求については翌々営業日に、それぞれお客様の届出銀行口座へのお振込みの手続きを行います。
 - ② 証拠金が外貨の場合
毎営業日、当日午後3:00までに当社で確認できたお客様の証拠金返還請求については4営業日後に、また当日午後3:00以降に確認できたお客様の証拠金返還請求については5営業日後に、それぞれお客様の届出銀行口座へのお振込みの手続きを行います。
- (2) お客様からの証拠金の返還請求は、お客様が取引システムに入力する方法、または電話でその旨を指示する方法により行うものとします。

21.現物受渡決済(デリバリー)

建玉の決済を「差金決済」とはせず、取引対象通貨の「現物受渡決済(デリバリー)」とする場合については、以下の通りの取扱とします。

- ・現物受渡決済を行う場合は受渡のための当該通貨預金口座が必要になります。
- ・現物受渡決済は、取引ごとの全建玉数量が対象となり、一取引の建玉数量のうち、一部の数量だけを現物受渡決済することはできません。
- ・受渡日は、原則として決済取引約定日の翌々営業日です。ただし、出金にはお客様からの証拠金返還請求後、所定の日数がかかります。

- ・スワップポイントはデリバリー取引約定時点の受渡代金には充当されません(受渡日に預入証拠金に加減算されます)。
- ・現物受渡決済の手数料について、米ドル、ユーロ、日本円の場合は、FX スタンダードでは1千通貨単位につき200円、FX プレミアムでは1万通貨単位につき2,000円(日本円での支払いのみ)です。その他の通貨の場合は当社所定の料率により徴収いたします。また、外貨の送金手数料はお客様負担となります(外貨の送金先は国内のみとさせていただきます)。

22.両替取引(コンバージョン)

預入証拠金を他通貨に両替(コンバージョン)することができます。この場合については、以下の通りの取扱いとします。

- ・対象通貨は、米ドル、ユーロ、日本円の3通貨の相互の組み合わせに限ります。
- ・取引通貨単位は、各通貨の最小単位までお取引可能です。
- ・支払い側通貨の本取引口座における残高が、ご希望当該取引(両替)に必要な金額に満たない場合には取引ができません。
- ・受渡日は約定日当日です。ただし、出金にはお客様からの証拠金返還請求後、所定の日数がかかります。
- ・両替取引の提示価格のスプレッドは、通常の提示価格のスプレッドとは異なります。その他、取引手数料はかかりません。

23.不足金の解消

本取引を決済した結果生じた差損金額が、お客様が預入れている証拠金の額を上回り不足金が生じたときは、お客様は当該決済約定日の翌々営業日までに、お客様が当該金銭額を当社の指定する銀行口座へ振込むことによって解消するものとします。なおFX スタンダードとFX プレミアムの双方に口座を開設した場合の不足金の解消については、「19.FX スタンダードとFX プレミアムの双方に口座を開設した場合の証拠金・建玉等の扱い」をご参照ください。

24.取引報告書及び残高報告書兼入金確認書(以下本項において「報告書等」といいます)

- (1) 取引あるいは証拠金の入出金(本項でこれらを「取引等」といいます)が行われた場合、当社は、一日分の当該取引等をまとめて、報告書等を交付します。電磁的方法により本取引口座をお申込みされる場合、お客様の同意をいただくことを前提に、報告書等の交付方法は原則として電子交付いたします。
- (2) 交付方法は以下の通りとし、本取引口座を開設以降、何らかの事由により交付方法の変更を希望する場合は、当社にお申出ください。
 - ① 電子書面の場合
 - ・報告書等は当社取引システムの画面にて閲覧できます(書面の電子交付)。原則として一般書面(紙)での交付は行いません。
 - ・報告書等は、日次であれば取引日が終了後に作成が開始されますので、取引日翌日より閲覧できます。
 - ② 一般書面の場合
 - ・報告書等の一般書面は①の電子書面を印刷して交付します。電子書面の作成日が営業日に該当しない場合、翌営業日に交付してご登録送付先に発送します。
 - ・証拠金残高があり、一か月間お取引等が無い場合は、報告書等を月次で交付いたします。

25.書面の電子交付

- (1) 書面の電子交付は、本取引画面上で記載事項を提供することにより行います。
- (2) 前項の交付はPDFファイルにより行うため、お客様は当社が提供するPDFファイルを開覧可能なPDF閲覧ソフトを使用し閲覧するものとします。
- (3) 書面の電子交付は、お客様が使用されるパソコンにダウンロードし、プリンターによる紙媒体での出力が可能な状態で行います。
- (4) 本取引において書面を電子交付する場合、お客様は本取引画面上又は当社ホームページ上にて対象書面の記載事項を閲覧できるほか、記載事項の電子交付履歴を確認できます。
- (5) 当社は、法令の変更、監督官庁の指示、または当社の都合により記載事項を電子交付によらず、書面により交付する場合があります。その場合、電子交付は行いません。

26.決済と債務の清算

決済により確定した損益は未受渡確定損益に即時に算入し、受渡日をもって損益通貨に応じた通貨別預入証拠金に加減算されます。この際、通貨別証拠金のいずれかがマイナス残高となる場合、マイナス残高が解消されるまで、日本円、米ドル、ユーロを優先順位とする通貨別証拠金から、不足相当額が清算されます。なお、全ての通貨別証拠金が清算されても未だ解消できない日本円以外のマイナス残高が発生している場合、当社は任意のタイミングで日本円にコンバージョンする場合があります。

27.リフティングチャージ相当額

お客様が外貨等を当社に送金する際に発生するリフティングチャージは、お客様の負担となります。リフティングチャージを当社負担とし送金された場合は、外貨等の送金額の0.05%をリフティングチャージ相当額としてお客様の証拠金から差し引きます。但し、前日のNYクローズレートで円貨に換算した外貨等の送金額の0.05%が、リフティングチャージに満たない場合は、満たす額(外貨等)をリフティングチャージ相当額としてお客様の証拠金から差し引きます。

なおリフティングチャージ相当額は、取引残高報告書の適用欄に「外貨出金手数料」として記載されます。

28.その他の事項

本規定および「店頭外国為替証拠金取引(マネックスFX)約款」に定めのない細目の事項については、当社が別に交付またはホームページ等に掲げる取引に係る説明書(「店頭外国為替証拠金取引説明書」)等の内容に従うものとします。

以上
平成25年8月

マネックス証券の勧誘方針について

当社は、金融商品等の勧誘を行う場合、「金融商品の販売等に関する法律」「金融商品取引法」及びその他関連諸法令・諸規則を遵守し、以下の「勧誘方針」に則り、適切な勧誘を行います。

1.お客様の意向と実情に適合した勧誘

当社は、お客様の氏名、住所、投資目的、資産の状況、投資経験等を十分に把握し、お客様の意向と実情に適合した勧誘に努めます。

2.勧誘の方法および時間帯

オンライン証券である当社の勧誘は、ホームページ、メールマガジンおよびダイレクトメール等の媒体を中心として行います。午後9時から翌日午前8時の間に、お客様に勧誘のための訪問、電話連絡を行うことはいたしません。

3.適切な投資情報の提供

当社は、お客様に適切な投資情報を提供し、お客様ご自身の判断と責任においてお取引いただけるよう、また、お客様が当社のホームページ等をご覧いただいた際に、記載内容を適切にご理解いただけるよう、ホームページ等の記載についてはあらかじめ内部管理部門において内容の確認を行います。メールマガジン、ダイレクトメールの記載内容も、同部門で確認します。

4.役員・従業員に対する研修

当社は、お客様に対して適切な勧誘が行なわれるよう、役員・従業員に対して必要に応じた社内研修を行います。当社の役員・従業員は、商品知識の習得、研さんに努めます。また、金融商品仲介業に伴い仲介業者に対しても、当社は、必要に応じた研修を実施します。

5.法令・諸規則の遵守

当社は、投資勧誘に当たっては、常にお客様の信頼の確保を第一義とし、金融商品取引法及び関係法令・諸規則等を遵守します。

お取引や電話連絡等についてご要望、苦情等がございましたら、何なりとコールセンターまでご連絡ください。

以上

(平成 25 年 5 月)

個人情報の保護に関する基本方針

1. 個人情報保護宣言

マネックス証券株式会社(以下「当社」といいます。)は、お客様のご要望に応じた品質の高いサービスを提供するために、お客様からお預かりする情報ははじめさまざまな個人情報を利用しています。

ここで、「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるものであること。

このような個人情報が適正に取り扱われない場合には、個人の権利や利益が保護されないことになるおそれがあるばかりでなく、個人情報の有用性が損なわれることにもなりかねません。

当社は、個人情報を適正に取り扱うことが、お客様をはじめとする個人の権利や利益を保護し、当社及び当社の事業活動に対するお客様や社会の信頼を確保するために重要な責務であることを深く自覚し、ここに当社の個人情報保護に関する考え及び方針を明らかにし、宣言します。

- (1) 当社は、個人情報保護に関連する法令、諸規則その他の規範を遵守します。
- (2) 当社は、個人情報を利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱いません(ただし、お客様の同意を得た場合及び法令等により例外として取扱われる場合を除く)。当社は、個人情報の利用目的をインターネット上のホームページに常時掲載して公表し、必要に応じて書面、電子メールまたは電話その他の方法により通知します。
- (3) 当社は、お客様の個人情報を正確かつ最新の内容となるよう努めます。また、お客様の個人情報の漏えい等を防止するため、必要かつ適切な安全管理措置を実施してまいります。
- (4) 当社は、お客様の個人情報の適正な取扱いを図るため、この保護宣言は適宜見直しを行い、継続的な改善に努めてまいります。
- (5) 当社は、個人データの取扱いを委託する場合には、個人情報を適正に取り扱っていると認められる者を選定し、委託先に対して必要かつ適切な監督を行います。
- (6) 当社は、役職員に対し、教育、研修等を通じてこの宣言を周知徹底し、個人情報保護意識の向上を図るほか、個人データを取り扱わせるに当たり必要かつ適切な監督を行います。
- (7) 当社は、保有個人データについて、利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加もしくは削除、利用の停止もしくは消去または第三者への提供の停止を求められたときは、「保有個人データの開示等の求めに応じる手続について」に掲載する方法により受け付けます。
- (8) 当社は、お客様からいただいた個人情報に係るご質問・ご意見等に対し迅速かつ誠実な対応に努めて参ります。ご質問・ご意見は、次の個人情報取扱窓口までお申し出ください。

【マネックス証券株式会社 個人情報取扱窓口】

電話:0120-430-283(コールセンター)

受付時間:営業日の午前8時~午後5時

Eメール:feedback@monex.co.jp

- (9) 当社は、金融庁の認定を受けた認定個人情報保護団体である日本証券業協会の協会員です。同協会の個人情報相談室では、協会員の個人情報の取扱いについての苦情・相談をお受けしております。

【苦情・相談窓口】

日本証券業協会 個人情報相談室

電話:03-3667-8427(<http://www.jsda.or.jp/>)

2. 個人情報の利用目的について

当社は、個人情報を当社の事業のため、以下に掲げる利用目的の達成に必要な範囲において取り扱います。

- (1) 当社の事業内容
当社の事業内容は、以下に記載のとおりです。
 - ① 金融商品取引業務(有価証券等の売買業務、有価証券等の売買の取次ぎ業務、有価証券等の引受け業務等)及びこれに付随する業務
 - ② 法律により金融商品取引業者である当社が所定の届出を行なうことにより営むことができる業務及びこれらに付随する業務
 - ③ 法律により金融商品取引業者である当社が所定の承認を受けることにより営むことができる業務及びこれらに付随する業務(今後取扱いが認められる業務を含む。)
- (2) 個人情報の利用目的
 - ① 金融その他の投資商品・サービスのご案内・お勧め・ご提供
 - ② 当社の関連会社・提携先が取扱う金融その他の投資商品・サービスのご案内・お勧め・ご提供・お取次ぎ
 - ③ その他商品・サービスのご案内・お勧め・ご提供
 - ④ 当社の関連会社・提携先が取扱うその他商品・サービスのご案内・お勧め・ご提供・お取次ぎ
 - ⑤ その他金融商品取引法その他の法律により金融商品取引業者が取扱うことができる商品・サービスのご案内・お勧め・ご提供・お取次ぎ
 - ⑥ 上記各号に付随する商品・サービスのご提供
 - ⑦ 上記各号に掲げる商品・サービスをご利用いただく際のご本人確認、ご利用にあたっての適合性等の資格確認、その他の各種確認の実施
 - ⑧ 当社が広告・宣伝の委託を受けた第三者の商品・サービスのご案内・ウェブサイトのご紹介
 - ⑨ 上記各号に掲げる商品・サービスのご利用内容のご報告、その他お客様との事務手続業務の実施
 - ⑩ 上記各号の目的のために必要とされる契約ならびに法令等に基づく権利の行使や義務の履行
 - ⑪ 上記各号の目的のために必要とされる当社の事務手続業務及び内部管理業務の実施
 - ⑫ 上記①~⑥に掲げる商品・サービスの改良及び新商品・サービスの開発
 - ⑬ 上記⑫を目的とした各種市場調査の実施及び結果の解析

なお、上記の利用目的にかかわらず、個人のお客様に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報については、金融商品取引業等に関する内閣府令等に基づき、適切な業務の運営の確保その他の必要と認められる目的以外の目的のために利用いたしません。

3. 個人情報の適正な取得について

当社の個人情報の取得方法その他の事項は、次のとおりです。

- (1) 当社は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得しません。

- (2) 当社は、第三者から個人情報を取得するに際しては、ご本人様の利益を不当に侵害いたしません。また、個人情報の不正取得等の不正な行為を行っている第三者から、その情報が漏えいされた個人情報であることを知ったうえで情報を取得いたしません。
- (3) 当社が個人情報を取得する方法は以下のとおりです。
- ① お客様に書面、またはインターネット経由で記入し、提供いただくことにより取得する方法
 - ② お客様に当社メールアドレスに送信いただくことにより取得する方法
 - ③ お客様より当社電話システムにお問合わせいただくことにより取得する方法
 - ④ お客様が当社電話システムでお問合わせされた際に、当社が記録する音声録音による方法
 - ⑤ お客様が当社ウェブサイトアクセスされた際に当社が記録するログにより取得する方法
 - ⑥ お客様が当社で取引された際に取引情報等を取得する方法
 - ⑦ 会社四季報、役員四季報など市販の書籍に記載された情報や新聞、インターネットで公表された情報を閲覧することで取得する方法
 - ⑧ その他、個人情報の保護に関する法律、または関連法令、諸規則等に従い適正な方法により取得する方法

なお、当社においては、「2. 個人情報の利用目的について」に掲げる利用目的のためにお客様との通話については録音を行っております。

4. 個人データの共同利用について

- (1) 個人データの共同利用
当社とマネックスグループ株式会社は、内部管理(内部統制・内部監査等)の目的のために二社共同で個人データを利用することがあります。
- (2) 共同利用の対象となる個人データの項目
氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、所属機関、役職、取引口座番号、取引履歴等の情報
- (3) 個人データの管理責任者の名称
マネックス証券株式会社

5. 保有個人データに関する利用目的その他の事項について

当社が個人情報取扱事業者として取扱う保有個人データに関する利用目的その他の事項は、次のとおりです。

- (1) すべての保有個人データの利用目的は、上記の「個人情報の利用目的について」のとおりです。
- (2) 保有個人データについて、利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加もしくは削除、利用の停止もしくは消去または第三者への提供の停止の求めがあるときは、下記の「保有個人データの開示等の求めに応じる手続について」の方法により、これを受け付けます。
- (3) 保有個人データの取扱いに関する苦情の申出は、個人情報取扱窓口にお願います。

【マネックス証券株式会社 個人情報取扱窓口】

電 話:0120-430-283(コールセンター)

受付時間:営業日の午前8時～午後5時

Eメール:feedback@monex.co.jp

- (4) 当社が所属する認定個人情報保護団体の名称及び同団体の苦情の解決の申出先は、下記のとおりです。
- ① 認定個人情報保護団体の名称
日本証券業協会
 - ② 苦情の解決の申出先
日本証券業協会 個人情報相談室(<http://www.jsda.or.jp/>)
電話(03-3667-8427)
- (5) 個人情報の保護に関する基本方針の見直しと改訂
当社は、この基本方針の内容を随時見直し、関係法令等の改正または情報技術環境の変化等の状況に応じて改訂することがあります。改訂後の基本方針はホームページ上に掲載する方法で公表します

6. 個人情報の取扱いの委託について

当社は、事業及び「2. 個人情報の利用目的について」に掲げる利用目的を達成するために必要な範囲において、当社が信頼できると判断した事務委託業者へ業務を委託することがあります。

当該事務委託業者については、個別に守秘義務契約、機密保持契約を結び、実際の業務の遂行について、必要かつ適切な監督を行います。

なお、当社が個人情報の取扱いの委託を行っている業務には、以下のような業務があります。

- お客様にお送りするための書面の印刷もしくは発送業務
- 情報システムの運用・保守に関する業務
- お客様の口座開設、口座管理に係る事務処理や書類等の保管業務

7. 継続的改善

当社は、お客様の個人情報の適正な取扱いを図るため、この個人情報の保護に関する基本方針を適宜見直し、継続的な改善に努めます。

平成 17 年 4 月 1 日公表
平成 22 年 2 月 1 日更新
平成 23 年 5 月 30 日更新
平成 24 年 4 月 28 日更新
平成 24 年 7 月 17 日更新
平成 24 年 10 月 15 日更新

保有個人データの開示等の求めに応じる手続について

保有個人データにより識別されるご本人は、保有個人データに関し、開示等の求めをすることができます。当社は、次の方法により、開示等の求めを受け付けます。

1.開示等の求め

開示等の求めとは、保有個人データに関する次のいずれかの請求をいいます。

- ①利用目的の通知
- ②開示
- ③内容の訂正、追加または削除
- ④利用の停止または消去
- ⑤第三者への提供の停止

2.申出先及び申出の方式

開示等の求めは、当社所定の申請書類をご提出いただくことにより受け付けます。開示等の求めをご希望の場合は、上記1の①から⑤のうちいずれの請求かご指定のうえ、個人情報取扱窓口にお申し出ください。当社所定の申請書類をお送りしますので、開示等の求めの対象となる保有個人データ(氏名、住所、生年月日、口座番号、取引の履歴、預り資産残高等)を特定するほか、所要事項をご記入、ご押印のうえ、所定の本人確認書類等を添えて個人情報取扱窓口宛てにご返送ください。

3.本人確認の方法

開示等の求めに際しては、ご本人について当社所定の本人確認書類をご提出いただきます。開示等の求めを代理人(未成年者もしくは成年被後見人の法定代理人または本人が委任した任意代理人)によって行う場合には、あわせて代理人の本人確認書類及び当社所定の委任状その他の代理権を確認するための書類もご提出いただきます。

なお、本人確認のため、必要に応じて電話等によりご本人に確認することもあります。

4.手数料

開示等の求めが上記1の①(利用目的の通知)または②(開示)の場合は、その受付に当たり、当社所定の手数料をお支払いいただきます。

5.回答の方法

開示等の求めに対する回答は、原則として書面の交付により行いますが、ご本人または代理人の同意に基づいて電子メール、電話その他の方法により行うこともあります。

代理人による請求の場合には、直接ご本人に対して回答することがあります。

回答までに相当の期間を要する場合や開示等の求めの一部ないし全部について応じられない場合もありますので、ご了承ください。

6.手続の詳細について

申出の方式、本人確認の方法、手数料の額及びお支払方法その他この手続の詳細については、お送りする申請書類をご覧いただくほか、個人情報取扱窓口にお問合せください。

反社会的勢力に対する基本方針

反社会的勢力との一切の関係を遮断し、反社会的勢力には毅然として対応するために、以下の基本方針を定めます。

1 組織としての対応

反社会的勢力に対しては、組織全体として毅然たる態度で対応します。

2 外部専門機関との連携

警察、暴力追放運動推進センター、弁護士及び日本証券業協会証券保安対策支援センター等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を持ちません。

4 民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求を拒絶し、民事および刑事の両面から法的対応を行います。

5 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力との裏取引および反社会的勢力への資金提供を一切行いません。

以上

(平成 22 年 6 月 17 日制定)

(平成 24 年 4 月 25 日改定)

お客様に交付する書面等の電磁的方法による交付に係る取扱規定 (マネックス FX(店頭外国為替証拠金取引))

本規定は、当社が、店頭外国為替証拠金取引(マネックスFX)口座(以下「マネックスFX口座」といいます。)において、第2条で規定する書面(以下「対象書面」といいます。)について、書面の交付に代えて、対象書面に記載すべき事項(以下「記載事項」といいます。)を電子情報処理組織(当社の使用に係るコンピューターと、お客様の使用に係るコンピューターとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。以下も同様とします。)を使用する方法(以下「電磁的方法」といいます。)のうち、第1条で規定する電子交付によりお客様に提供する場合における交付方法等について定めるものです。「マネックスFX口座」のご利用は対象書面の電子交付にご承諾いただくことを条件としており、口座開設時に、本規定の内容をご理解いただいたうえで、電子交付の承諾を行っていただくものとします。当社においては、本規定に従って電子交付を取扱うものとします。

第1条(電子交付)

電子交付とは、電磁的方法を用いた対象書面の記載事項のお客様への提供のうち、当社ホームページ上のお客様ページ(口座番号、パスワード入力後に掲載されるお客様の特定のページをいいます。以下も同様とします。)に記載事項を記録し、お客様による閲覧を可能とすることを以って書面交付に代える交付方法をいいます。

2 前項の定めにかかわらず、当社の都合により、又は、お客様の使用に係るコンピューター、電気通信回線の故障その他やむをえない事情がある場合はお客様の申出により、電子メール又はファックス送信により対象書面を交付することができるものとします。

第2条(対象書面)

対象書面とは、電子交付の対象となる書面のうち、次の各号に掲げるものとします。

- ①取引報告書及び取引引残高報告書兼入金確認書
- ②契約締結前交付書面
- ③確認書
- ④その他当社が定め、当社ホームページ上に掲げるもの

第3条(当社の都合による対象書面の書面交付)

当社は、対象書面の書面による交付は原則行いません。したがって、書面で保管される必要がある場合、お客様ご自身で印刷していただきます。ただし、当社の都合により、対象書面を電子交付によらず、書面で交付させていただく場合があります。その場合、電子交付は行われません。

第4条(対象書面の閲覧方法)

第1条に定める電子交付のうち、対象書面の記載事項をPDFファイルでご覧いただく場合には、お客様に、あらかじめPDF閲覧ソフトの最新バージョンを使用することに同意していただきます。PDF閲覧ソフトはインターネットでダウンロードできます。

第5条(電子交付の契約期間)

電子交付の契約期間は、原則として、「マネックスFX口座」が開設された日から「マネックスFX口座」が解約又は廃止された日とします。

第6条(電子交付の記録日)

電子交付により対象書面をお客様ページに記録する日(以下「記録日」といいます。)は、対象書面ごとに異なります。各対象書面の記録日は、当社ホームページ上に表示するところによります。

第7条(対象書面の閲覧方法)

対象書面の記載事項は、契約締結前交付書面については当社ホームページ上で、その他の書面についてはお客様ページで5年間、閲覧することができ、印刷することができます。ただし、法令の定めるところにより、電子メールその他所定の方法を用いて記載事項を送付する方法による場合はこの限りではありません。

第8条(電子交付の内容等の変更)

当社は、対象書面、対象書面の交付方法、記録日など、電子交付の内容その他本規定の内容について、電子交付を承諾されたお客様の利用に際し支障をきたすおそれがないと判断した場合は、あらかじめ当社ホームページ上に掲載し又は電子メールで通知し、お客様に変更内容を明らかにすることにより、お客様の同意を得ることなく、変更を行うことができるものとします。

第10条(お客様による電子交付の終了)

「マネックスFX口座」は電子交付の利用を条件とするため、お客様が電子交付を希望されなくなった場合は、「マネックスFX口座」の解約手続きを行っていただきます。その際、電子交付契約は当社が「マネックスFX口座」の解約手続きを完了した時点をもって終了するものとします。なお、電子交付により記載事項を提供させていただいた対象書面は、電子交付を終了した場合であっても、さかのぼって書面で交付することはいたしません。

第11条(当社都合による電子交付の一時停止)

法令の変更、監督官庁の指示その他の必要な事態が発生した場合、当社は、一旦電子交付を停止し、対象書面(場合によっては、既に電子交付されたものも含みます。)を書面で交付することがあります。

第12条(解除)

電子交付は、次の各号に該当する場合には、解除されるものとします。

- ①「マネックスFX口座」が解約又は廃止された場合。
 - ②やむを得ない事由により当社が電子交付サービスの解除を申し出た場合
 - ③当社が電子交付サービスを終了した場合
- 2 前項により電子交付が解除された場合、対象書面に記載すべき事項を全て消去することができるものとします。当社が消去の措置をとった場合、お客様は記載事項を閲覧することができなくなります。
- 3 本条により電子交付が解除された後も、当社は、対象書面を閲覧できる期間を設けることができるものとします。

第13条(免責)

当社は、次に掲げる事由により生じるお客様の損害については、免責されるものとします。

- ①通信機器、通信回線、コンピューター等のシステム機器等の障害、瑕疵又はこれらを通じた情報伝達システム等の障害、瑕疵等により対象書面の電子交付サービスを利用できなくなったことにより生じた損害

②天変地異、政変、同盟罷業等の不可抗力、その他当社の責めに帰することができない事由により対象書面の電子交付サービスの提供が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害

以上

(平成 25 年 4 月)
MFX-DT1.0